

2024年4月3日

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書類
(オルガノ株式会社とオルガノエコテクノ株式会社との吸収合併に係る事後備置書類)

オルガノ株式会社

代表取締役社長 山田 正幸

当社は、2023年10月25日付で当社の完全子会社であるオルガノエコテクノ株式会社との間で締結した合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、オルガノエコテクノ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を実施しましたので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項を下記のとおり開示し、会社法第801条第3項第1号に基づき、本書面を備え置きます。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2024 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過（会社法第 784 条の 2）

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の 2 に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求の手続の経過（会社法第 785 条）

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求の手続の経過（会社法第 787 条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条第 1 項に基づく新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述の手続の経過（会社法第 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、2024 年 1 月 31 日付官報に公告するとともに、同条第 3 項に基づき、同日付日刊工業新聞に公告しましたが、所定の異議申述期限までに会社法第 789 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社（当社）における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、会社法第 796 条の 2 に基づく吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求の手続の経過（会社法第 797 条）

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、会社法 797 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、2024 年 1 月 31 日付官報に公告するとともに、同条第 3 項に基づき、同日付電子公告により公告しましたが、所定の異議申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社から、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添「吸収合併消滅会社の事前備置書類」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請及び吸収合併消滅会社の解散登記申請は、2024 年 4 月 2 日に行いました。

7. 上記に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

2024年1月31日

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書類
(オルガノ株式会社とオルガノエコテクノ株式会社との吸収合併に係る事前備置書類)

オルガノエコテクノ株式会社
代表取締役社長 福田 和久

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書類を備え置きます。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 「合併契約書」記載のとおり、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、オルガノ株式会社を吸収合併存続会社、オルガノ株式会社の完全子会社であるオルガノエコテクノ株式会社を吸収合併消滅会社とする合併契約を 2023 年 10 月 25 日付で締結しました（以下、かかる合併を「本件吸収合併」といいます。）。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

オルガノ株式会社は、吸収合併消滅会社であるオルガノエコテクノ株式会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、本件吸収合併に際して、株式の発行及び金銭等の交付は行いません。また、本件吸収合併によりオルガノ株式会社の資本金及び準備金の額は増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

（1）吸収合併存続会社（オルガノ株式会社）の最終事業年度である 2023 年 3 月期に係る計算書類等の内容

別紙 2 「吸収合併存続会社の 2023 年 3 月期に係る計算書類等」のとおりです。

（2）吸収合併存続会社の最終事業年度である 2023 年 3 月期の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度である 2023 年 3 月期の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅会社（当社）の最終事業年度である 2023 年 3 月期の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（オルガノ株式会社）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額は、下表のとおりです。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社			
オルガノ株式会社	125,235	56,411	68,824
吸収合併消滅会社			
当社	4,389	3,194	1,195

上表の通り、吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社はいずれも資産の額が負債の額を上回っております。また、両社とも 2023 年 4 月 1 日から現在に至るまで、それぞれの純資産を大幅に減少させるような重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておらず、本件吸収合併が効力を生ずる日の前日（2024 年 3 月 31 日）までに当該事象が生ずる見込みも現在のところありません。以上のとおり、本件吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

さらに、本件吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の事業活動、収益状況において、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は予測されておられません。

したがって、本件吸収合併が効力を生ずる日以後において吸収合併存続会社が負担すべき債務について、その履行の見込みがあると判断します。

以 上



合併契約書

オルガノ株式会社(以下「甲」という。)及びオルガノエコテクノ株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併を行う(以下、「本合併」という。)。

第2条 (商号及び住所)

本契約当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲： (商号) オルガノ株式会社
(住所) 東京都江東区新砂一丁目2番8号
- 乙： (商号) オルガノエコテクノ株式会社
(住所) 東京都江東区新砂一丁目2番8号

第3条 (本合併に際して交付する金銭等)

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、金銭等の交付は行わないものとする。

第4条 (本合併に際して増加すべき資本金及び準備金の額)

甲の資本金及び準備金は、本合併によって増加しないものとする。

第5条 (効力発生日)

本合併の効力発生日は、2024年4月1日とする。但し、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本契約当事者が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (合併契約承認手続)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第7条 (会社財産の管理等)

本契約当事者は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行、財産の管理及び運営を行うものとし、その財産及

び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め本契約当事者が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条 (従業員の引継ぎ)

甲は、乙の従業員を本合併の効力発生日において甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その細目については、別途甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

第9条 (合併条件の変更及び合併契約の解除等)

本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本契約当事者の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、本契約当事者は、協議し合意の上、本合併の条件を変更し又は本契約を解除若しくは変更することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本契約当事者が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、本契約当事者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 10 月 25 日

甲 : 東京都江東区新砂一丁目 2 番 8 号
オルガノ株式会社
代表取締役社長 山田 正幸



乙 : 東京都江東区新砂一丁目 2 番 8 号
オルガノエコテクノ株式会社
代表取締役社長 福田 和久





事業報告

第78期

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

オルガノ株式会社

取締役社長 山田正幸

① 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻や米中摩擦など地政学的なリスクの影響が長期化する中、エネルギーや食糧価格などに端を発するインフレーションの進行や、それに伴う各国の金融政策見直しなどの影響で回復のペースが鈍化し、景気の停滞感が色濃くなりつつあります。


当社グループの主力市場である電子産業分野においては、メモリなどを中心に半導体市況が悪化したことに加え、米国による対中半導体規制の影響などにより一部の顧客で減産や設備投資を縮小・延期する動きが見られた一方、台湾における最先端半導体向けの大型投資や、日本や中国・マレーシアなどではシリコンウェハーや車載用・パワー半導体などに対する設備投資が活発に推移いたしました。また一般産業分野においてはコロナ禍の影響による大型投資の減少からの回復が見られ、電力・上下水など社会インフラ分野では国内のソリューション事業を中心に堅調に推移いたしました。


このような状況の下、当社グループは国内外における大型プロジェクトの受注・納入活動を進めるとともに、各国におけるサプライチェーンや納入体制の整備、エンジニアリング業務の効率化やソリューションサービスの拡大に向けたデジタル化の推進、次世代の超純水システムや分離精製技術の創出に向けた研究開発の拡充、リスク管理などのガバナンス体制やサステナビリティ方針の策定・マテリアリティの特定など経営基盤の強化に向けた取組みを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度は受注高1,734億91百万円(前連結会計年度比27.9%増)、売上高1,324億26百万円(同18.2%増)、営業利益152億12百万円(同40.2%増)、経常利益160億20百万円(同38.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益117億30百万円(同27.4%増)となり、ROE(自己資本当期純利益率)は14.5%(前連結会計年度は12.9%)となりました。受注高、売上高及び各利益とも前年度の実績及び期初の計画を上回り、いずれも過去最高となる水準を達成いたしました。また、翌年度以降の売上のベースとなる繰越受注残は1,176億59百万円(同36.2%増)となり、半導体関連の大型プロジェクトなどの受注残を中心に高い水準の残高を確保しております。

受注高


1,734億円


前期比 +27.9% 

計画比 +38.8% 

繰越受注残高


1,176億円

前期比 +36.2% 

計画比 +36.2% 

売上高


1,324億円


前期比 +18.2% 

計画比 + 5.9% 

営業利益


152億円

前期比 +40.2% 

計画比 +30.0% 

売上高 営業利益率


11.5%


前期比 +1.8ポイント 

計画比 +2.1ポイント 

自己資本当期 純利益率 (ROE)

14.5%

前期比 +1.6ポイント 

計画比 +3.9ポイント 

水処理エンジニアリング事業

受注高

1,524 億円

前期比 +31.3% ↗

売上高

1,116 億円

前期比 +20.4% ↗

営業利益

129 億円

前期比 +42.7% ↗

主要な事業内容・製品



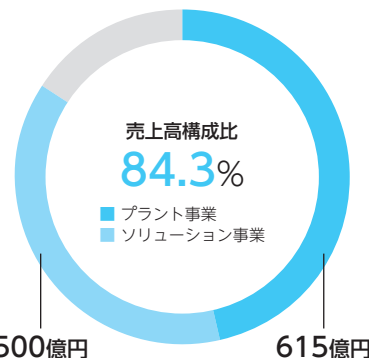
プラント事業

純水・超純水製造設備、用水処理設備、排水処理・排水回収設備、有価物回収設備、プロセス関連設備



ソリューション事業

消耗品交換、メンテナンス、運転管理、改造工事、水処理加工受託、包括メンテナンス



顧客・対象市場

電子産業

売上高

754 億円



- ・半導体
- ・FPD
- ・電子部品

一般産業

売上高

243 億円



- ・医薬／化粧品
- ・食品／飲料
- ・機械／化学

電力・上下水

売上高

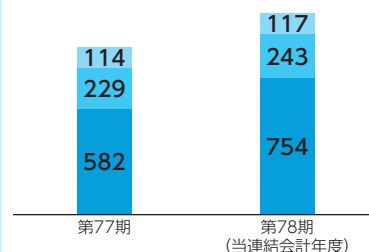
117 億円



- ・発電所
- ・浄水場
- ・下水処理場

分野別売上高

■ 電子産業 ■ 一般産業 ■ 電力・上下水 (単位：億円)



■受注高

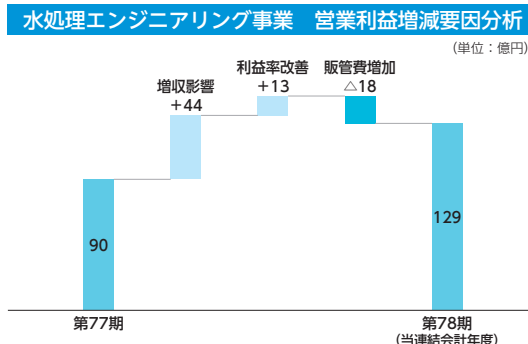
受注高は前連結会計年度比31.3%増となる1,524億22百万円となりました。主力市場である電子産業分野において、国内での半導体プロジェクトや台湾での先端半導体向け投資、国内でのシリコンウェハー向け案件など大型の工事案件を受注したことに加え、中国やマレーシアなどでの車載用やパワー半導体などに対する投資が活発に推移したことなどから受注高は大きく増加いたしました。また一般産業分野においても、製薬や食品、電子産業の周辺分野などで大型の設備投資が回復し受注が拡大しております。電力・上下水など社会インフラ分野においては、国内のソリューション案件などを中心にほぼ前年度並の受注高を確保しております。

■売上高

売上高は前連結会計年度比20.4%増となる1,116億1百万円となりました。電子産業分野において一部の案件でスケジュールの見直しや原材料の調達・工事の遅れが影響したものの、全体的には受注案件の工事が概ね順調に進捗し、メンテナンスや改造工事、設備保有・加工受託などのソリューション事業も好調であったことなどから売上が増加いたしました。また一般産業分野においても大型案件の受注回復やソリューション事業の伸長などにより売上が拡大しており、電力・上下水など社会インフラ分野においては国内のソリューション案件などを中心にほぼ前年度並の売上高を確保いたしました。

■営業利益

営業利益は前連結会計年度比42.7%増となる129億66百万円となりました。電子産業分野を中心とした売上拡大の効果によって売上総利益が増加したことに加え、大型プロジェクトの利益改善などによって利益率も前年度に比べ改善したことなどから、人件費や外注費などを中心とした販管費の増加を上回り、営業利益は前年度比で増加しております。



機能商品事業

受注高

210 億円

前期比 + 7.6% ↗

売上高

208 億円

前期比 + 7.6% ↗

営業利益

22 億円

前期比 + 27.4% ↗

主要な事業内容・製品



水処理薬品事業

R〇水処理薬品、排水処理薬品、冷却水処理薬品、洗浄薬品、ボイラ水処理薬品



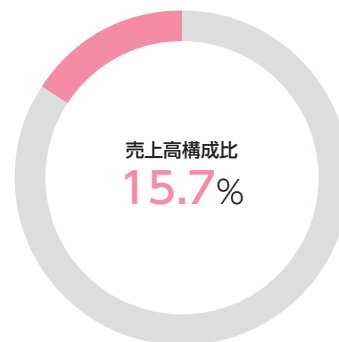
標準型水処理機器・フィルタ事業

純水・超純水製造装置
浄水フィルタ



食品事業

食品素材
食品添加剤



顧客・対象市場

水処理薬品事業

売上高
80 億円



- ・各種製造業
- ・ビル／商業施設

標準型水処理機器・フィルタ事業

売上高
70 億円



- ・医療機関／研究機関
- ・各種製造業
- ・飲食業／コンビニエンスストア

食品事業

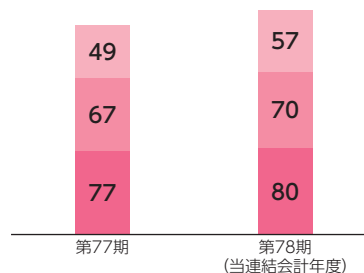
売上高
57 億円



- ・食品工場／食品加工業
- ・飲料製造業
- ・介護食／健康食品製造業

分野別売上高

■ 水処理薬品 ■ 標準型水処理機器・フィルタ ■ 食品
(単位：億円)

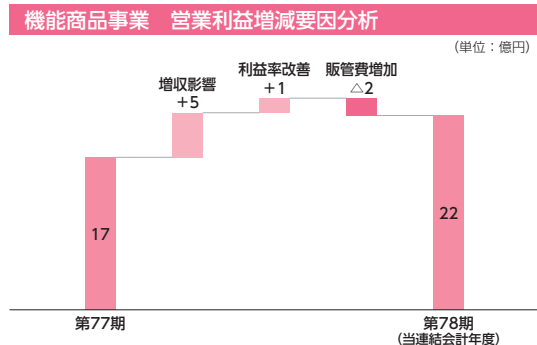


■ 受注高・売上高

受注高は前連結会計年度比7.6%増となる210億68百万円、売上高は同7.6%増となる208億24百万円となりました。電子産業分野に向けた各種の水処理薬剤の販売が拡大したことに加え、標準型機器・フィルタ分野ではピューリックμ（ミュー）など小型純水装置の販売が好調に推移いたしました。また食品分野でも食品添加剤などの売上が増加しております。

■ 営業利益

営業利益は前連結会計年度比27.4%増となる22億46百万円となりました。各分野における売上拡大の効果に加え、原材料価格の上昇などコスト増に対して値上げなどの価格転嫁が進んだことも影響し、前年度比で営業利益が増加いたしました。



(2) 対処すべき課題

当社グループは、長期経営計画である“ORGANO2030”に基づいて毎年3か年の中期経営計画をローリングして策定しております。“ORGANO2030”では売上高2,000億円、売上高営業利益率15%の達成を業績の目標イメージとして、重点事業や成長地域・成長ドライバー、事業基盤の強化策などの議論を進めるとともに、サステナビリティ目標である「継続的な事業成長の実現」と「事業基盤の構築」の達成に向け、マテリアリティの特定やそれぞれの課題に対する定量的目標の設定を進めております。

当連結会計年度においては、国内外での活発な受注環境を背景に、大型プロジェクトの設計・納入対応に向けてグループ内のエンジニアリングリソースの活用やアウトソーシングの拡大を推進いたしました。しかしながら、中長期的な目標達成に向けてはさらなるリソースの拡充や人材の育成が不可欠であり、資材の確保や価格の高騰、米国による対中半導体規制の影響などサプライチェーンに対する課題と合わせ、さらなる対応が必要な状況にあります。また、ソリューションサービスや研究開発においては、設備の運転データなどを活用した新たなソリューションサービスの展開や、次世代超純水システムに向けた技術の開発・高度分析技術の進展など一定の成果が見られたものの、新たな事業の創出に向けてはさらなる強化・拡充が求められております。

2025年度を最終年度とする新たな中期経営計画においては、この3年間を当社が新たなステージに移行するための重要な期間と位置付け、事業基盤の強化と事業展開の拡大に取り組んでまいります。具体的には、重点分野として「電子産業」、「薬品事業」、「機能材料」を掲げ、デジタル技術を活用した設計業務の自動化・効率化やキャパシティの拡大など「エンジニアリング体制の強化」、海外でのサービス拡大やデータ活用型のサービス強化など「ソリューションサービスの展開」、高度な分離精製・分析技術の深化や新事業の創出に向けた「研究開発体制の拡充」などの課題への対応、及びサステナビリティ目標の達成に向けて各種施策の実行やパートナー企業との連携強化・投資の拡大などを進めます。最終年度である2025年度における経営目標は売上高1,700億円、営業利益185億円、売上高営業利益率10.9%を目指し、ROEは12%以上を安定的・継続的に達成できる収益構造の構築に取り組んでまいります。なお、当社グループは持続的な企業価値の向上と収益性改善の達成状況を評価するため、ROEと売上高営業利益率を重要な指標として位置付けております。

中期経営計画

重点分野

電子産業

米国・台湾・中国など
グローバル展開の拡大

水処理薬品

バリューチェーン
・海外展開強化

機能材料

サプライチェーン強化
・差別化商品拡充

体制整備・拡充

エンジニアリング

自動化・効率化の推進
キャパシティ拡大

ソリューション サービス

海外展開・サービス
メニュー拡充

研究開発

開発基盤の強化と
新事業創出

サステナビリティ目標・ マテリアリティ

継続的な事業成長の実現

持続可能な地球環境への貢献

技術力を活かした
高付加価値製品・サービスの提供

事業基盤の構築

ガバナンス強化と
コンプライアンスの徹底

多様な人材が活躍し
働きがいのある職場づくり

サプライチェーン
マネジメントの強化

経営目標

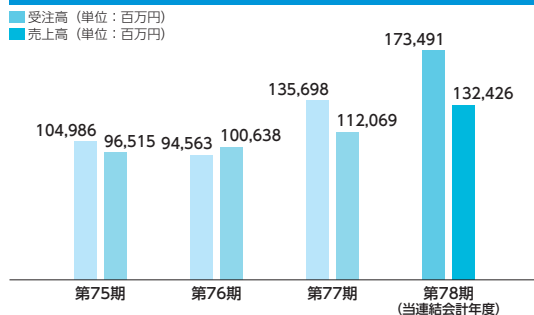
区 分	第78期 2023年3月期(実績)	第79期 2024年3月期(計画)	第80期 2025年3月期(計画)	第81期 2026年3月期(計画)
受 注 高(百万円)	173,491	150,000	160,000	170,000
売 上 高(百万円)	132,426	150,000	160,000	170,000
営 業 利 益(百万円)	15,212	16,000	17,200	18,500
売上高営業利益率(%)	11.5	10.7	10.8	10.9
自己資本当期純利益率 (R O E) (%)	14.5	12.6	12.7	12.6

(3) 財産及び損益の状況の推移

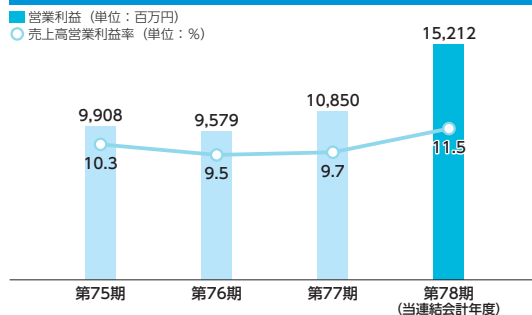
区 分	第 75 期 2020年 3 月期	第 76 期 2021年 3 月期	第 77 期 2022年 3 月期	第 78 期 (当連結会計年度) 2023年 3 月期
受 注 高(百万円)	104,986	94,563	135,698	173,491
売 上 高(百万円)	96,515	100,638	112,069	132,426
営 業 利 益(百万円)	9,908	9,579	10,850	15,212
売上高営業利益率(%)	10.3	9.5	9.7	11.5
経 常 利 益(百万円)	9,929	9,900	11,545	16,020
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	7,162	7,074	9,210	11,730
1 株当たり当期純利益(円)	156.51	154.18	200.67	255.77
自己資本当期純利益率 (R O E) (%)	12.4	11.1	12.9	14.5
総 資 産(百万円)	101,448	115,011	130,506	164,854
純 資 産(百万円)	60,857	67,357	76,004	86,371
1 株当たり純資産額(円)	1,325.31	1,464.06	1,655.14	1,877.80

- (注) 1. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 役員向け株式交付信託が保有する当社普通株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第77期の期首から適用しており、第77期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

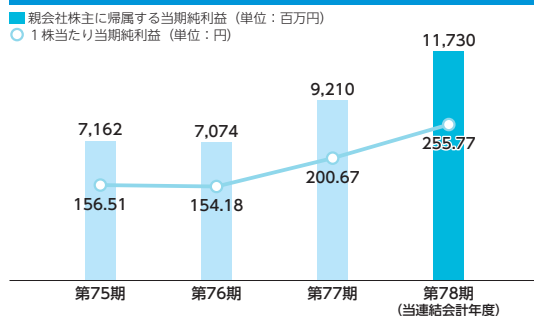
受注高、売上高



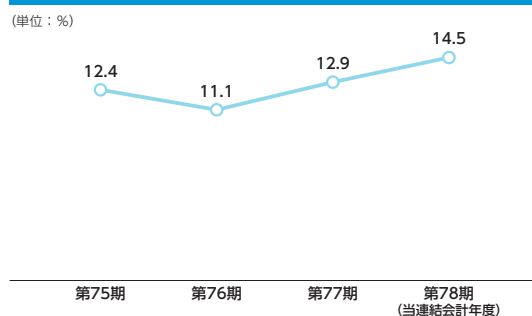
営業利益、売上高営業利益率



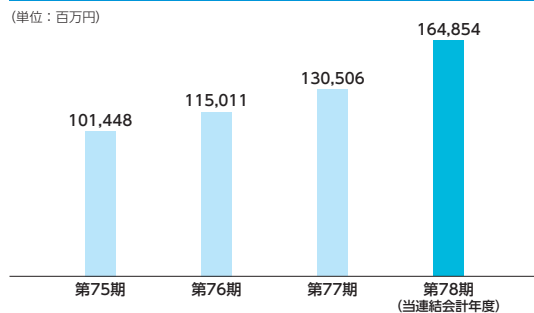
親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益



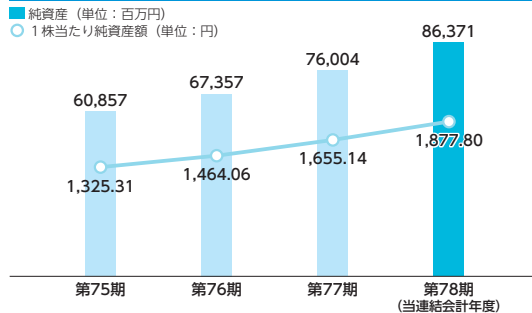
ROE



総資産



純資産、1株当たり純資産額



(4) 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社の状況

当社の親会社は東ソー株式会社で、同社は当社の株式を20,429千株（出資比率44.1%、間接保有分を含む。）保有しております。

当社は東ソー株式会社から水処理薬品の原材料の一部などの仕入れを行うとともに、同社に対し各種水処理装置及び関連薬品を販売するなどの取引を行っております。

なお、東ソー株式会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、事業活動を行ううえでの承認事項等、同社との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。当社は同社の企業グループと関連した事業を営んでおりますが、両社の扱っている製品や取引先の点で明確な棲み分けがなされており、当社は上場会社として事業活動や経営判断において一定の経営の独立性が確保されていると認識しております。

2 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
オルガノプラントサービス株式会社	93百万円	100.0%	各種水処理装置の据付工事及び管理業務
オルガノフードテック株式会社	50	100.0	食品素材及び食品添加剤等の販売並びに製造
オルガノエコテクノ株式会社	50	100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
オルガノアクティ株式会社	20	100.0	印刷事業・各種保険の代理業・管理業務受託業
オルガノ（アジア）SDN.BHD.	7,000千マレーシアリンギット	100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
オルガノ（蘇州）水処理有限公司	5,000千米ドル	100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
オルガノ・テクノロジー有限公司	30,000千台湾ドル	100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
オルガノ（タイランド）CO.,LTD.	120,100千タイバーツ	※100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
PTラウタン・オルガノ・ウォーター	18,000百万インドネシアルピア	51.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
オルガノ（ベトナム）CO.,LTD.	3,150千米ドル	100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事
オルガノUSA, Inc.	3,000千米ドル	100.0	各種水処理装置及び関連薬品の販売並びに付帯工事

(注) 1. ※印の出資比率は、当社の子会社による間接保有分を含んでおります。

2. 特定完全子会社に該当する会社はありません。

3. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社11社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(5) 主要拠点 (2023年3月31日現在)

国内

当社

- ① 本社 (東京都江東区)

工場

- ② つくば工場 (茨城県つくば市)
- ③ いわき工場 (福島県いわき市)

研究開発施設

- ④ 開発センター (神奈川県相模原市)

支店

- ⑤ 北海道支店 (北海道札幌市)
- ⑥ 東北支店 (宮城県仙台市)
- ⑦ 関東支店 (東京都江東区)
- ⑧ 中部支店 (愛知県名古屋市)
- ⑨ 関西支店 (大阪府吹田市)
- ⑩ 中国支店 (広島県広島市)
- ⑪ 九州支店 (福岡県福岡市)

子会社

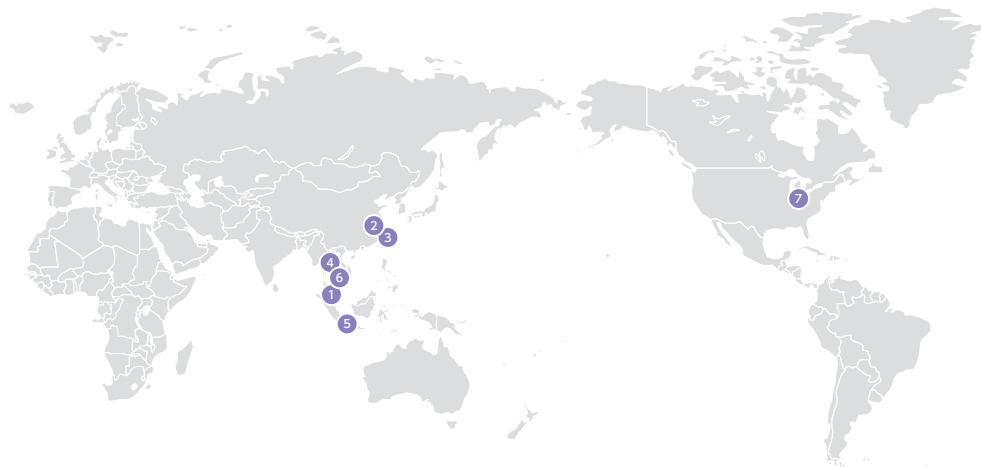
- ⑫ オルガノプラントサービス株式会社 (東京都文京区)
- ⑬ オルガノフードテック株式会社 (埼玉県幸手市)
- ⑭ オルガノエコテクノ株式会社 (東京都江東区)
- ⑮ オルガノアクティ株式会社 (東京都江東区)



海外

子会社

- ① オルガノ (アジア) SDN.BHD. (マレーシア)
- ② オルガノ (蘇州) 水处理有限公司 (中国)
- ③ オルガノ・テクノロジー有限公司 (台湾)
- ④ オルガノ (タイランド) CO.,LTD. (タイ)
- ⑤ PTラウタン・オルガノ・ウォーター (インドネシア)
- ⑥ オルガノ (ベトナム) CO.,LTD. (ベトナム)
- ⑦ オルガノUSA, Inc. (米国)



(6) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
水処理エンジニアリング事業	1,986名	42名増
機能商品事業	354名	26名減
全社(共通)	166名	14名増
合計	2,506名	30名増

2 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	880名	17名減	44.2歳	17.0年
女性	205名	12名増	42.2歳	14.4年
合計または平均	1,085名	5名減	43.9歳	16.6年

3 当社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者(注3)
4.5%	55.3%	68.3%	73.9%	48.5%

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 契約社員及び嘱託社員を含み、パートタイマーを除きます。

(7) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資（無形固定資産等を含む）の総額は14億66百万円となりました。建設中でありました当社開発センターの新実験棟（2棟）は、当連結会計年度より稼働を開始しております。

(8) 資金調達の状況

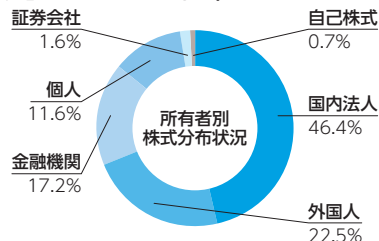
特記すべき事項はありません。

(9) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,462百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,230百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	4,970百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,420百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,148百万円

② 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 101,568,000株
 (2) 発行済株式の総数 46,359,700株
 （自己株式337,755株を含む。）
 (3) 株主数 6,913名
 (4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
東ソー株式会社	20,379千株	44.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,190千株	9.11%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,317千株	5.03%
DZ PRIVATBANK S. A. RE INVESTMENT FONDS	871千株	1.89%
KBC BANK NV – UCITS CLIENTS NON TREATY	870千株	1.89%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	506千株	1.10%
株式会社みずほ銀行	464千株	1.01%
VICTORY TRIVALENT INTERNATIONAL SMALL-CAP FUND	395千株	0.86%
BNYMSANV RE BNYMSANVDUBRE LEGAL (AND) GENERAL UCITS ETF PLC	393千株	0.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505253	379千株	0.82%

(注) 1. 持株比率は自己株式（337,755株）を控除して計算しております。

2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式133,040株（役員向け株式交付信託分）は含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	対 象 員 数
取締役（社外取締役を除く）	6,700株	6名

- (注) 1. 当社は、2018年6月28日開催の第73回定時株主総会の決議に基づき当社取締役（非業務執行取締役を除く。）を対象に、また、同様に執行役員（国内非居住者を除く。）を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。その内容については「3. (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりです。2023年3月31日現在において、当社が設定した信託が所有する当社株式は133,040株であります。
2. 上記には、取締役就任前の執行役員としての職務執行の対価として当事業年度中に交付した株式が含まれております。
3. 当社は、2022年10月1日付で当社普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は交付時点（2022年8月18日）の株式数を記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年10月1日付で当社普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は76,176,000株増加し、101,568,000株となり、また、発行済株式総数は34,769,775株増加し、46,359,700株となっております。

③ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役 取締役会議長	内 倉 昌 樹	
取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	山 田 正 幸	
取締役 常務執行役員	中 山 泰 利	プラント本部長兼エレクトロニクス事業部長
取締役 常務執行役員	須 田 信 良	技術開発本部長兼開発センター長 環境安全品質保証部、購買・物流部、機能商品本部担当
取締役 執行役員	本 多 哲 之	経営統括本部長兼経営企画部長 監査室、秘書室、海外事業推進本部、法務特許部、貿易管理室、支店担当
取締役	菅 田 光 孝	東ソー株式会社 執行役員 株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ 社外取締役
取締役	永 井 素 夫	日産自動車株式会社 社外取締役 株式会社日清製粉グループ本社 社外取締役
取締役	照 井 恵 光	NPO法人テレメータリング推進協議会理事長 一般財団法人化学研究評価機構 専務理事
取締役	平 井 憲 次	
常勤監査役	豊 田 正 彦	
監査役	樋 口 達	弁護士 公認会計士 大手門法律会計事務所 代表パートナー アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員 丸紅建材リース株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	花 野 信 子	弁護士 光和総合法律事務所 パートナー カンロ株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 永井素夫氏、照井恵光氏及び平井憲次氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 樋口 達氏及び花野信子氏は、社外監査役であります。

3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 2022年6月29日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、取締役 堀 比斗志氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2022年6月29日開催の第77回定時株主総会において、菅田光孝氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 取締役 照井恵光氏は、2022年6月29日付でU B E 株式会社社外取締役を退任し、2023年3月28日付で株式会社ブリヂストン社外取締役を退任いたしました。
5. 監査役 豊田正彦氏及び樋口 達氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役 豊田正彦氏は、過去他社において財務・会計部門を管理監督する業務経験があります。
 - ・ 監査役 樋口 達氏は、公認会計士の資格を有しております。
6. 当社は、社外取締役 永井素夫氏、照井恵光氏及び平井憲次氏並びに社外監査役 樋口 達氏及び花野信子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	浅 野 伸	技術開発本部副本部長兼エンジニアリングセンター長
常務執行役員	富 沢 真	海外事業推進本部長兼海外事業管理室長兼貿易管理室長 オルガノ（シンガポール）Pte Ltd社長
常務執行役員	久木崎 誠	機能商品本部長兼機能商品事業部長
執 行 役 員	大 賀 克 巳	法務特許部長
執 行 役 員	國 枝 達 也	グローバルエンジニアリングセンター長 オルガノ（ベトナム）CO.,LTD.会長
執 行 役 員	島 田 健	技術開発本部エンジニアリングセンター技術部長
執 行 役 員	秋 元 英 良	経営統括本部副本部長兼業務改革推進部長 オルガノアクティ株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	小 池 省次郎	オルガノプラントサービス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	吉 田 晃	機能商品本部副本部長兼機能商品技術部長
執 行 役 員	雨 宮 徹	オルガノ・テクノロジー有限公司董事長兼総経理
執 行 役 員	田 實 嘉 宏	経営統括本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、取締役 内倉昌樹氏、菅田光孝氏、永井素夫氏、照井恵光氏及び平井憲次氏並びに監査役 豊田正彦氏、樋口 達氏及び花野信子氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役並びに当社の執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、1年毎に契約を更新しております。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等一定の免責事由があります。なお、保険料は、当社及び当社子会社でその総額を按分負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

1 取締役及び監査役の報酬を決定するにあたっての方針及び手続き

イ 取締役

2021年7月30日開催の取締役会において決議された当社の「取締役の報酬等の決定に関する方針」の概要は以下のとおりです。なお、本方針は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で検討を行いその意見を得たうえで、取締役会で決議されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 基本方針

業務執行取締役の報酬制度については、固定報酬（金銭）に加えて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目的として、経営方針及び経営目標に合致した業務執行を促し、短期及び中長期の経営目標達成への強いインセンティブとなる報酬体系・報酬水準といたします。社外取締役を含む非業務執行取締役の報酬制度については、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬（金銭）のみといたします。

(ロ) 報酬体系

i. 業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）から構成されます。報酬水準は、外部の報酬コンサルタントや外部調査機関の役員報酬調査データによる報酬水準等の客観的なデータと比較検証を行い、役位ごとに適切な報酬水準となるように設計しております。

業務執行取締役の報酬構成比率（代表取締役社長の場合）



(i) 固定報酬

役位ごとに設定された報酬テーブルに基づく報酬総額を7月から翌年6月まで毎月同額の分割払いで支給します。

(ii) 業績連動報酬

業績連動報酬の報酬総額に占める比率は、業績評価指標が取締役会で定めた基準値の場合に概ね50%~60%程度となるように設計し、役位が高い取締役ほどこの比率を高くします。また、短期業績連動報酬（金銭）と中長期業績連動報酬（株式）の比率は、業績評価指標が取締役会で定めた基準値の場合に5：5を目安に設計します。

・短期業績連動報酬（金銭）

短期業績連動報酬は金銭報酬としております。業績と報酬との関係性の明確化の観点から、当社グループの重要な経営指標である連結営業利益額を業績評価指標とし、前事業年度の連結営業利益額に応じて役位別の報酬テーブルにより算定される総額を、7月から翌年6月まで毎月同額の分割払いで支給します。支給額は連結営業利益額に応じて0~170%の範囲で変動します。

・中長期業績連動報酬（株式）

中長期業績連動報酬は信託を用いた株式報酬制度としております。中長期的な企業価値の向上及び株主との利害関係の一致の観点から、当社グループの重要な経営指標であり資本効率性を示す連結自己資本当期純利益率（ROE）を業績評価指標とし、前事業年度の連結自己資本当期純利益率に応じて決定される業績連動係数と役位ごとの基礎金額を基に算定した当社株式を每期一定の時期に交付します。支給相当額は連結自己資本当期純利益率に応じて0~200%の範囲で変動します。また、交付する株式は交付時から3年間の譲渡制限期間を設けております。

ii. 非業務執行取締役

非業務執行取締役の報酬は、固定報酬のみで構成され、職位に基づく報酬総額を7月から翌年6月まで毎月同額の分割払いで支給します。報酬水準は、外部の報酬コンサルタントや外部調査機関の役員報酬調査データによる報酬水準等の客観的なデータと比較検証を行い、また各取締役の重要な委員会の委員への選任状況や職務内容等を鑑み、適切な報酬水準となるように設計しております。

(ハ) 報酬決定の手続き

報酬等の決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保し、適切な報酬額を設定することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。当社の取締役の報酬額及びその算定方法は、同委員会の意見を待たうえて、株主総会の決議により決定した報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。指名・報酬委員会は、取締役報酬の総額、個別の取締役報酬額の確認及び取締役の報酬等の方針に係る事項等について検討を行い、取締役会へ答申します。取締役の報酬のうち、業績連動報酬については、あらかじめ定めた方法に従って支給額及び支給株式数が一義的に決定されます。

□ 監査役

監査役の報酬は、それぞれの職位に応じた定額報酬としております。報酬額については、株主総会の決議により決定した報酬枠の範囲内で監査役の協議により決定しております。

2 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

報酬等の種類	決議年月日	対象者	内容	決議時点の員数
金銭報酬等	2014年6月27日	取締役	年額340百万円以内 (うち社外取締役 年額40百万円以内)	10名 (うち社外取締役1名)
	2006年6月29日	監査役	年額60百万円以内	4名
非金銭報酬等 (中長期業績連動報酬 (株式))	2018年6月28日	取締役 (非業務執行取締 役を除く)	3事業年度当たり 300百万円以内、株 式16万2千株(1事業 年度当たり5万4千 株)以内	6名

(注) 当社は、2022年10月1日付で当社普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、非金銭報酬等(中長期業績連動報酬(株式))の内容は、決議時点(2018年6月28日)の株式数を記載しております。

3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額及び対象員数				
		固定報酬		業績連動報酬		
		金銭報酬等		短期	中長期	非金銭報酬等 (株式)
		種類別総額	対象員数	種類別総額	種類別総額	
取締役 (社外取締役を除く)	228百万円	102百万円	7名	73百万円	52百万円	6名
監査役 (社外監査役を除く)	18百万円	18百万円	1名	-	-	-
社外取締役	33百万円	33百万円	3名	-	-	-
社外監査役	19百万円	19百万円	2名	-	-	-
合計	299百万円	173百万円	13名	73百万円	52百万円	6名

(注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに業績連動報酬の算定方法については「1 取締役及び監査役の報酬を決定するにあたっての方針及び手続き」、当事業年度を含む業績指標の推移は「1. (3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等（中長期業績連動報酬（株式））の内容は「1 取締役及び監査役の報酬を決定するにあたっての方針及び手続き」に記載のとおりであり、上記の非金銭報酬等（株式）の額には、当事業年度に交付された報酬及び翌事業年度に交付予定の報酬のうち、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。なお、当事業年度の交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
5. 取締役 内倉昌樹氏は業績連動報酬の対象員数に含めておりますが、2022年6月29日開催の第77回定時株主総会後の取締役会において業務執行取締役から非業務執行取締役に異動したため、異動後は業績連動報酬の対象から外れております。

(5) 社外役員に関する事項

1 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況については「(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）」に記載のとおりです。当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	指名・報酬委員会出席状況
取 締 役	永 井 素 夫	14回中14回 (100%)	—	9回中9回 (100%)
	照 井 恵 光	14回中13回 (93%)	—	9回中9回 (100%)
	平 井 憲 次	14回中14回 (100%)	—	9回中9回 (100%)
監 査 役	樋 口 達	14回中14回 (100%)	15回中15回 (100%)	—
	花 野 信 子	14回中13回 (93%)	15回中15回 (100%)	—

区 分	氏 名	主 な 発 言 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	永 井 素 夫	<p>主に金融機関の経営者としての会社経営に関する豊富な知識・経験に基づき、経営計画、事業戦略、リスク管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、人事政策、サステナビリティ、情報管理、内部統制、内部監査等について適宜発言を行うなど、その役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、当社の機関設計の検討を行うほか、取締役候補者等の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
	照 井 恵 光	<p>主に産業政策及び産業技術に関する豊富な知識と経済産業省での要職における経験に基づき、経営計画、事業戦略、コーポレートガバナンス、関係会社管理、人事政策、リスク管理、情報管理、内部統制、コンプライアンス、資本政策、サステナビリティ等について適宜発言を行うなど、その役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当社の機関設計の検討を行うほか、取締役候補者等の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
	平 井 憲 次	<p>主に研究機関の長としての豊富な知識・経験に基づき、経営計画、事業戦略、人事政策、サステナビリティ、技術開発戦略、コーポレートガバナンス、リスク管理、従業員の労務管理等について適宜発言を行うなど、その役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当社の機関設計の検討を行うほか、取締役候補者等の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監 査 役	樋 口 達	<p>主に弁護士及び公認会計士としての法務、財務及び会計に関する豊富な知識・経験に基づき、内部監査、関係会社管理、情報管理、コンプライアンス、リスク管理、サステナビリティ、グループガバナンス、与信管理等について適宜発言を行っております。</p>
	花 野 信 子	<p>主に弁護士としての法務に関する豊富な知識・経験に基づき、内部統制、内部監査、会計方針、債権管理、コンプライアンス、サステナビリティ、グループガバナンス、情報管理、リスク管理、関係会社管理、与信管理等について適宜発言を行っております。</p>

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査の状況

当社の重要な海外子会社のうち、オルガノ・テクノロジー有限公司ほか5社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む。)の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、会計監査人の適正な監査業務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) コーポレートガバナンスの状況

1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

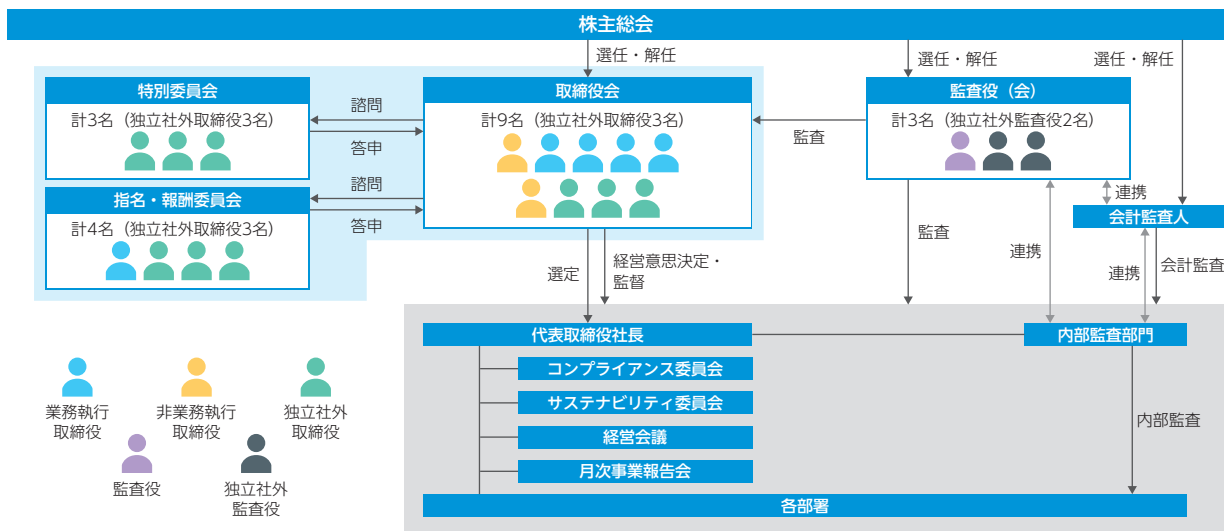
当社は、公正かつ信頼性の高い経営の実現と経営効率の向上を目指し、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- イ 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
- ロ 株主・投資家、消費者・顧客、取引先、従業員、地域社会など、幅広いステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働いたします。
- ハ 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保いたします。
- ニ 取締役、監査役及び執行役員は、受託者責任を認識し、求められる役割・責務を実効的に果たします。
- ホ 株主との間で建設的な対話を行います。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「オルガノ コーポレートガバナンス・ガイドライン」として定め、当社ホームページにて公表しております。

(<https://www.organo.co.jp/company/governance/guidance/>)

2 コーポレートガバナンス体制の模式図



3 機関設計

イ 取締役会

取締役会は、取締役9名（うち、独立社外取締役3名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに業務執行状況の監督を行っております。

ロ 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成され、監査役2名が財務・会計に関する適切な知見を有しており、2名は法務に関する適切な知見を有しております。

ハ 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役4名（うち、独立社外取締役3名）で構成され、取締役及び執行役員を選任及び解任等の役員指名並びに取締役等の報酬等に関する事項について検討し、取締役会に報告しております。

ニ 特別委員会

特別委員会は、独立社外取締役3名のみで構成され、当社の親会社である東ソー株式会社及びその子会社（当社及びその子会社を除き、以下「親会社グループ」という。）と少数株主間の利益相反問題を監視・監督し、少数株主の利益を適切に保護するために、親会社グループと当社との重要な取引等が生ずる場合には、取引内容を審議し、取締役会に対して答申又は報告を行います。

ホ 執行役員制度

執行役員制度を導入し、15名（うち、取締役兼務4名）が選任されております。これにより、取締役の「経営の意思決定及び監督機能」と執行役員の「業務執行機能」を分け、責任の明確化と意思決定の迅速化を実現しております。

ヘ 経営会議

経営会議は、業務執行取締役及び役付執行役員で構成され、中長期的な戦略等の立案及び重要な経営課題の審議を行っております。

なお、非業務執行取締役及び監査役は経営会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の監督及び監査役の監査の実効性の確保に努めております。

ト 月次事業報告会

月次事業報告会は、業務執行取締役、執行役員、事業部長等により構成され、経営会議における承認事項の連絡、各事業及び中期経営計画、単年度の利益計画の進捗確認等を行っております。

また、四半期に一度、グループ会社社長、海外部門長、管理部門長、支店長を構成員に含めたグループ連絡会として開催することで、グループ会社を含めた当社グループ全体について同様の進捗確認等を行っております。

なお、非業務執行取締役及び監査役は月次事業報告会に出席することができ、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の監督及び監査役の監査の実効性の確保に努めております。

チ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社内委員9名（うち、取締役4名）で構成され、コンプライアンス体制の構築やコンプライアンス教育計画の策定に取り組んでおります。

リ サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、業務執行取締役及び役付執行役員で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、当社グループのサステナビリティ経営推進のための施策を企画・立案し、実行します。

なお、施策の具体的な推進は、下部組織であるサステナビリティ実行会議が行います。

4 取締役会全体の実効性評価

当社は、毎年、全取締役及び監査役を対象にアンケートを実施し、その結果を参考に取締役会で取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の機能維持・向上に向けた取組みについて議論しています。

第78期（2023年3月期）

（アンケート対象期間2021年4月～2022年3月）

■ 主な課題

- ・ 支配株主を有するプライム市場上場会社として、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針の明示（コーポレート・ガバナンス報告書要開示）。
- ・ 取締役候補者の育成方針、育成方法の明確化。
- ・ 女性取締役候補者、外国人取締役候補者の選定等、取締役会の多様性確保に向けた議論の深化。
- ・ リスク管理体制の強化。
- ・ プライム市場上場会社として、サステナビリティの取組みについて開示。

■ 対応状況

- ・ 親会社及びその子会社（当社及びその子会社を除く。）との重要な取引等について審議・検討を行う特別委員会を設置いたしました。本委員会は独立社外取締役のみで構成することにより独立性を確保しております。
- ・ 取締役会における執行役員や部門長による議案説明や報告の機会を増やし、執行役員が取締役会メンバーに対して自由テーマで発表する機会を設ける等、取締役候補者の育成に努めております。
- ・ 女性取締役候補者の選定等、取締役会の多様性確保に向けた議論を進めております。
- ・ 主要リスクの特定やリスクシナリオを想定し、2022年6月には、新たに経営統括部門下にリスク管理グループを設けるとともに、内部監査部門を増員する等グループ全体のリスク管理体制の整備を進めております。
- ・ 取締役会および社内会議においてリスク管理計画の進捗状況をモニタリングすることで、リスク管理の強化に繋げております。
- ・ サステナビリティ委員会における議論を経て、2022年5月に、マテリアリティを特定し、6月にはサステナビリティ方針を制定いたしました。2022年11月末には、KPI／目標等について取締役会で決定し、現在はサステナビリティ経営の実現に向けた取組みを行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、オルガノグループ企業行動指針、コンプライアンス規程を定め、当社の役員及び従業員にその周知徹底を図る。
 - ・ コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス教育計画の策定、コンプライアンス体制の構築等、全社的な取組みを行う。
 - ・ コンプライアンスの実効性を確保するため、内部通報規程を定め、当社の役員及び従業員が、当社法務部門、監査役または外部の弁護士に対して、組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報または相談を直接行うことができる体制とする。
 - ・ 当社は、必要に応じて、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - ・ 内部監査部門は、業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して、定期的な監査を実施する。
 - ・ 当社グループの財務報告を適正に行うため、財務報告に係る内部統制規程の制定、内部統制部門の設置など財務報告に係る内部統制の体制を整備、運用し、それを評価する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、文書等情報管理規程、企業情報管理基本規程等の社内規程に従い、取締役の職務執行に関連する文書その他の情報を適切に保存・管理する。
 - ・ 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書その他の情報を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、事業活動における各種リスクに対応するため、危機管理基本規程をはじめとする各種規程を定め、リスク管理体制を整備し運用する。
 - ・ 経常的取引に係る経済的リスクや財務リスク等、日常の事業活動におけるリスクについては、各部門が担当取締役の下で自主的に管理を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会（原則毎月1回以上開催）において、重要な業務執行に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行い、業務執行取締役及び役付執行役員で構成される経営会議（原則毎月2回開催）において、中長期的な戦略等の立案及び重要な経営課題の審議を行うなど、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
 - ・当社は、執行役員制度を導入し、取締役の「経営の意思決定及び監督機能」、執行役員の「業務執行機能」を分け、責任の明確化と意思決定の迅速化を図る。
 - ・事業運営においては、取締役会で承認された中期経営計画、単年度の利益計画に基づいて全社的な目標を設定し、当社業務執行取締役、執行役員、事業部長等により構成される月次事業報告会（原則毎月1回開催、四半期に1回は、グループ会社社長等を構成員に含めたグループ連絡会として開催）において、各部門長に事業の進捗報告を行わせることにより、諸計画の適切な実行を確保する。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、グループ会社管理規程を定め、経営方針・経営計画、人事・機構、経理・財務、監査、天災・事故、その他重要事項について、グループ会社に報告を義務づける。報告は、グループ連絡会（原則四半期に1回開催）等にて行う。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、グループ会社の事業運営、リスク管理体制などについて、当社各担当取締役、経営企画部門が、総合的に助言・指導を行う。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会で承認されたオルガノグループの中期経営計画及び単年度の利益計画に基づいて全社的な目標を設定し、グループ連絡会において、各グループ会社社長に事業の進捗報告を行わせることにより、諸計画の適切な実行を確保する。
 - ・当社は、間接業務の提供・共有化、資金調達・運用の最適化など、グループ会社の業務を効率化する体制を構築する。

二 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、オルガノグループ企業行動指針をグループ会社の役員及び従業員全てが遵守すべき基本的な行動指針として規定し、周知徹底を図る。
- ・当社は、必要に応じて、グループ会社の役員及び従業員に対してもコンプライアンス研修を行う。
- ・当社の内部監査部門は、グループ会社の業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して、監査を実施する。
- ・当社の内部通報制度については、グループ会社の役員及び従業員も利用可能とする。

ホ その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・連結財務諸表に係る内部統制の観点から、グループ会社における決算・財務報告プロセスの整備・運用については当社内部統制部門及び経理部門が協力する。
- ・当社は、親会社である東ソー株式会社から事業活動や経営判断において一定の独立性を確保するとともに、同社との定例会議等を通じて適正な連携を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
- ・監査役の職務を補助する従業員の人事考課については、監査役がこれを行い、当該従業員の人事異動その他人事に関する事項の取扱いについては、監査役会の事前同意を得たうえで行う。
- ・監査役の職務を補助する従業員は、業務執行者の指揮命令を受けないものとし、監査役からの直接の指揮命令に従う。

⑦ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の取締役及び従業員並びにグループ会社の監査役は、当社の監査役から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- ・当社及びグループ会社の取締役及び従業員並びにグループ会社の監査役は、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告を行う。
- ・監査役は、取締役会、グループ連絡会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び従業員に説明を求める。
- ・内部通報制度の窓口である法務部門及び外部の弁護士は、当社及びグループ会社の取締役及び従業員から受け付けた内部通報情報について、内部通報規程に従い当社の監査役に報告を行う。
- ・当社監査役を内部通報制度の窓口の一つとする。
- ・当社は、当社の監査役に報告を行った、または内部通報規程に基づき通報を行った当社及びグループ会社の取締役及び従業員が、当該報告、通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、経営全般に亘る事項について、監査役との間で定期的な意見交換を行う。
- ・監査役は、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役からの報告を受け、相互連携を図り、必要に応じて弁護士等への相談を行う。
- ・監査役の職務の執行に当たり発生する費用については、当該費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当社が負担する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

当社は遵守すべき法令、社内ルールの周知・徹底を図るため、計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。具体的には、入社社員に対してオルガノグループ企業行動指針カードを配布し教育を実施するとともに、ハラスメント防止、企業倫理・コンプライアンス教育（eラーニング）を行うほか、階層別の特許・法務教育プログラム、契約に関する研修を実施するなどコンプライアンス意識の醸成を図っております。

また、当社は、取締役及び監査役に対して、外部講師による役員研修の開催や外部機関の研修を斡旋し、取締役及び監査役は適宜受講いたしました。

当社は、当社及びグループ会社が被る損失又は不利益を最小限とするため、BCP（事業継続計画）を整備しております。危機管理基本規程及びBCPに基づき設置された新型コロナウイルス感染症対策本部は、情報収集・発信並びに在宅勤務環境整備等対応策の立案・実施指示等円滑な事業継続を主導し、人的・経済的影響を最小限に留めました。

当社は、グループ全体のリスクマネジメントの実効性の確保・向上のため、そのプロセスのPDCAサイクルを構築しております。経営計画・戦略の遂行にあたり、各部署・各グループ会社から抽出されたリスクについて、当社取締役会で当社グループの主要なリスクを特定しております。その主要なリスク対応を主導する主管部署において策定したリスク管理計画に基づき各部署がリスク対応を進めています。リスク管理計画の進捗状況について内部監査部門が評価を行うとともに、取締役会においてモニタリングを実施し、計画の改善を指示するなど、リスク管理状況の監督を行っております。

当社は、当事業年度においては取締役会を14回、重要な経営課題について審議する経営会議を21回開催するなど、取締役の業務執行の適正性の確保と効率化に努めました。また、月次事業報告会を12回（うち、グループ連絡会4回）開催し、各部門長等に事業の状況報告を行わせ、中期経営計画及び当事業年度の利益計画に基づく目標に対する進捗確認を行いました。

当社監査役は、取締役会、経営会議、月次事業報告会その他重要な会議への出席及び法務特許部、経営企画部、経理部、監査室等の内部統制に係る部門からの定例報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況の確認を行うとともに、会計監査人とは、適宜情報・意見交換を行い監査の効率性と実効性の向上を図っております。また、2022年9月及び2023年3月に代表取締役と監査役との間で、経営全般に亘る意見交換を行い、監査の実効性の確保に努めました。

(4) **株式会社の支配に関する基本方針**

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(5) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つとして考えており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としたうえで、収益の状況を勘案した利益配分に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、持続的な成長に向けた事業投資及び研究開発投資等に活用してまいります。

なお、当社は定款に剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができる旨の規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当及び期末配当の年2回としたうえで、期末配当は原則的に定時株主総会の決議事項としております。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てております。

計 算 書 類

第78期
(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

オルガノ株式会社

取締役社長 山田正幸

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	97,632
現金及び預金	6,130
受取手形	933
売掛金	30,360
電子記録債権	2,826
契約資産	14,295
リース投資資産	9,966
商品及び製品	5,669
仕掛品	20,276
原材料及び貯蔵品	1,156
前渡金	2,206
前払費用	316
短期貸付金	2,612
その他	902
貸倒引当金	△19
固定資産	27,603
有形固定資産	20,019
建物	5,355
構築物	259
機械及び装置	1,059
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	1,023
土地	12,194
建設仮勘定	118
無形固定資産	860
ソフトウェア	781
その他	78
投資その他の資産	6,724
投資有価証券	935
関係会社株式	2,548
差入保証金	106
前払年金費用	462
繰延税金資産	2,468
その他	375
貸倒引当金	△171
資産合計	125,235

科目	金額
負債の部	
流動負債	46,999
支払手形	327
買掛金	10,941
電子記録債務	3,823
短期借入金	20,900
1年内返済予定の長期借入金	1,700
未払金	1,422
未払法人税等	1,813
契約負債	616
預り金	1,298
賞与引当金	1,115
製品保証引当金	460
工事損失引当金	538
役員株式給付引当金	105
その他	1,935
固定負債	9,411
長期借入金	3,895
退職給付引当金	5,422
その他	94
負債合計	56,411
純資産の部	
株主資本	68,358
資本金	8,225
資本剰余金	7,508
資本準備金	7,508
その他資本剰余金	0
利益剰余金	53,238
利益準備金	832
その他利益剰余金	52,405
配当引当積立金	140
研究開発積立金	90
固定資産圧縮積立金	494
固定資産圧縮特別勘定積立金	17
別途積立金	35,065
繰越利益剰余金	16,597
自己株式	△613
評価・換算差額等	465
その他有価証券評価差額金	467
繰延ヘッジ損益	△2
純資産合計	68,824
負債純資産合計	125,235

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		78,387
売上原価		53,998
売上総利益		24,389
販売費及び一般管理費		15,555
営業利益		8,834
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,803	
固定資産賃貸料	309	
その他	269	2,382
営業外費用		
支払利息	70	
減価償却費	91	
固定資産税	25	
その他	2	190
経常利益		11,026
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	40	41
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	26	
投資有価証券売却損	1	
関係会社株式評価損	49	78
税引前当期純利益		10,988
法人税、住民税及び事業税	2,709	
法人税等調整額	△313	2,395
当期純利益		8,593

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	8,225	7,508	0	832	46,159	△734	61,990
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△2,347	－	△2,347
当 期 純 利 益	－	－	－	－	8,593	－	8,593
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	－	－	－	－	－	－	－
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	－	－	－
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	－	－	－
別 途 積 立 金 の 積 立	－	－	－	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△4	△4
自 己 株 式 の 処 分	－	－	0	－	－	125	125
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	－	6,246	121	6,367
当 期 末 残 高	8,225	7,508	0	832	52,405	△613	68,358

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	370	-	370	62,361
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△2,347
当期純利益	-	-	-	8,593
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△4
自己株式の処分	-	-	-	125
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	96	△2	94	94
当期変動額合計	96	△2	94	6,462
当期末残高	467	△2	465	68,824

(その他利益剰余金の内訳)

(単位：百万円)

	配当引当積立金	研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	140	90	30	494	30,065	15,338	46,159
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△2,347	△2,347
当期純利益	-	-	-	-	-	8,593	8,593
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	477	-	-	△477	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	△13	-	-	13	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	-	-	△477	-	477	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	5,000	△5,000	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	464	△477	5,000	1,259	6,246
当期末残高	140	90	494	17	35,065	16,597	52,405

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料 移動平均法

仕掛品 個別法

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物…3年～50年

機械及び装置・車両運搬具…4年～17年

工具、器具及び備品…2年～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 製品保証引当金

完了した請負工事に係る瑕疵担保等に備えるため、過去2年間の実績を基礎に、将来の保証見込額を加味して計上しております。また、個別に見積可能なものについては、その見積額を計上しております。

- ④ 工事損失引当金 未引渡工事の損失に備えるため、事業年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合は、前払年金費用に計上しております。
 過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ① 顧客との契約から生じる収益
 当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- イ. 水処理エンジニアリング事業
 水処理エンジニアリング事業では、主に水処理プラントの建設工事、既存設備の改造工事、メンテナンスや運転管理などの各種水処理サービス等の提供を行っております。これらの取引においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。設備の建設や改造など工事契約の進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、設備のメンテナンスや運転管理など、年間又は複数年にわたる期間で契約する水処理サービス取引の進捗度の測定は、期間の経過及び達成した成果の評価に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。
- ロ. 機能商品事業
 機能商品事業においては、主に水処理薬品、標準型水処理機器・フィルタ、食品素材・食品添加剤の製造及び販売を行っております。これらの販売取引については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内における販売においては当該商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ② ファイナンス・リース取引 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 に係る収益の計上基準

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等、借入金

デリバティブ取引に関する権限等を定めたデリバティブ取引管理細則に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び市場金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(水処理エンジニアリング事業に係る一定期間にわたり収益を認識する取引の収益計上)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

損益計算書のうち、水処理エンジニアリング事業において、一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益を当事業年度に46,228百万円計上しております。これには、メンテナンスや運転管理などの各種水処理サービス契約及び原価回収基準によっている工事契約が含まれており、これらを除いた収益は26,417百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	22,029百万円
(2) 偶発債務	
従業員の銀行借入金に対する保証債務	0百万円
銀行借入金に対する連帯保証	
オルガノ（蘇州）水处理有限公司	2,545百万円
オルガノ・テクノロジー有限公司	3,197百万円
契約履行保証	
オルガノ（アジア）SDN.BHD.	816百万円
オルガノ（蘇州）水处理有限公司	3,141百万円
オルガノ・テクノロジー有限公司	23百万円
オルガノ（ベトナム）CO.,LTD.	464百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	7,407百万円
短期金銭債務	6,539百万円
長期金銭債務	77百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	6,467百万円
営業取引（支出分）	19,649百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	2,075百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	8百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	135千株	353千株	17千株	470千株

- (注) 1. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
 2. 自己株式の株式数の増加353千株は、株式分割による増加352千株及び単元未満株式の買取による増加0千株によるものであります。
 3. 自己株式の株式数の減少17千株は、役員向け株式交付信託が保有する当社株式の交付等による減少17千株及び単元未満株式の売渡による減少0千株によるものであります。
 4. 当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式133千株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	341百万円
未払事業税	126百万円
退職給付引当金	1,659百万円
製品保証引当金	141百万円
工事損失引当金	164百万円
役員株式給付引当金	32百万円
試験研究用設備	63百万円
貸倒引当金	58百万円
施設利用権評価損	59百万円
関係会社株式評価損	308百万円
その他	450百万円
繰延税金資産小計	3,406百万円
評価性引当額	△364百万円
繰延税金資産合計	3,041百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△206百万円
前払年金費用	△141百万円
固定資産圧縮積立金	△218百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△7百万円
繰延税金負債合計	△573百万円
繰延税金資産純額	2,468百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社の名称	所在地	資本金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
オルガノ プラント サービス(株)	東京都 文京区	93百万円	直接100.0%	各種水処理装置の 据付工事及び 管理業務の発注 役員の派遣	各種水処理装置の 据付工事及び 管理業務の発注	6,623百万円	買掛金	1,480百万円
オルガノ エコテクノ(株)	東京都 江東区	50百万円	直接100.0%	各種水処理装置及 び付帯工事の発注 役員の派遣	各種水処理装置及 び付帯工事の発注	6,654百万円	買掛金	3,300百万円
オルガノ (蘇州) 水処理工 有 限 公 司	中国 江蘇省	5,000千 米ドル	直接100.0%	各種水処理装置及 び関連製品の販売 役員の派遣	債務保証	5,687百万円	—	—
オルガノ・ テクノロジー 有 限 公 司	台湾 新竹市	30,000千 台湾ドル	直接100.0%	各種水処理装置及 び関連製品の販売 役員の派遣	各種水処理装置及 び関連製品の販売	3,079百万円	売掛金	3,691百万円
							契約 資産	2,317百万円
					貸付金の回収	2,069百万円	短期 貸付金	—
					債務保証	3,220百万円	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付に関する金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 債務保証は、金融機関からの借入金等に対して保証したものであり、保証料は受け取っておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「6. 収益認識に関する注記(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,499円80銭
1株当たり当期純利益	187円36銭

(注) 1. 当社は2022年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 役員向け株式交付信託が保有する当社普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度末133千株）

3. 役員向け株式交付信託が保有する当社普通株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度158千株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

オルガノ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱口 幸一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オルガノ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ

とが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

オルガノ株式会社 監査役会

常勤監査役

豊田正彦 印

社外監査役

植口 達 印

社外監査役

花野 信子 印